

遠隔で家庭学習を課すために家のパソコン等の利用で 視聴義務が達成可能になるのか

井川 大介^{*1}

Email: tech_21c@jgmail.jp

*1: 北海道北見市立北小学校

◎Key Words 遠隔授業, 教育方法, 視聴までの促進, 教育条件整備

1. はじめに

教育基本法第10条では、父母その他の保護者が第一義的に権利を有する家庭教育に対して、基本的生活習慣などの項目が定められ、家庭の責任を規定し、国定教育目標に従属することになった。

2020年4月10日文科科学省は、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導についての通知によって、各家庭は学習課題を課せられた。

本研究では、この通知下における著者が勤務する小学校において保護者からの視点で家庭へ配信される遠隔授業の問題点について考察する。

2. 先行研究

通知にはICTの積極的な活用を求め、学校は把握や物的教育条件整備に関する工夫をすすめてきた。さらに、同省は4月21日に新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等についての通知を各学校へと発出した。

2020年、伊藤賢一らは、この時期において子どもたちが気分転換を目的としたデジタルメディアの接触が増大したと結論付けた。他にもオンラインでの学習の方が、オンラインでの娯楽より疲労度が高くなっていることを指摘している。⁽¹⁾

文部科学省では、2019年度全国高等学校教育改革研究協議会を開催し、北海道教育委員会教育環境支援課は、北海道における遠隔教育の取組について講じている。中でも「情報活用能力」「わかる授業づくり」「教育の質の向上を図る」「業務の効率化と学校運営の改善を図る」としている。さらに通知で学校に対してICTの最大限の活用を求めた。また、国は、免許外教科教授担任の解消に向けても遠隔授業を利用しようとしている。

これらの政策から、学校では家庭までの通信回線は、誰の負担と責任で設置するのかと課題が残る。

3. 財政抑制のための遠隔授業導入までの経緯

3.1 学級編制の規定

1958年に成立した教員定数法で、40人学級と規定されている。2020年文科省は、COVID-19の感染拡大予防策として学級編制に関する制度設計を変更せずに、分散登校という方法で学級を分断する方法を各学校にさせた。

その分け方は、各学校にまかされていたものの通知により、必ず20人以下とすることとされていた。登校日以外は、出席停止とされ、標準授業時数における週授業時数との差が保護者にとってのいわゆる学習の遅れという不安につながった。

しかし、それぞれの臨時休業中の繰り返される教育課程の変更に伴う教育方法の見直しが、教師によってされていった。さらにそれは、数日おきにされる行政による方針変更と追加に振り回されながら、教師たちの努力によって、教育方法の工夫と改善で児童の理解能力による習熟度や理解力の差により、単元における配当時数よりも少なく理解できるようにされた。

一方では、単なる授業日数そのものの減少から、その減少した日数分増加すべきという机上の論理でのデータの認知と判別を根拠にした議論も少なくなかった。

3.2 児童生徒数半分にするが教師定数が不足

机の感覚を広げて、1つの教室に20人以下とした場合の半学級授業を行う場合に1教室に授業のため教室に入る教員をどのように配置するかが問題となった。



図1 分散登校で3時間授業となる教室環境の例

中学校では、各学年普通学級1学級規模ならば、国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・外国語と必要な教育職員免許状の種類がある。ここで留意するのは、中学校1校開設するのに10種類の教育職員免許状が必要であることなのである。

各学年普通学級1学級規模を半学級にして、2つの集団に分けてそれぞれが別の教室に登校させて授業を実施した場合、同一時間帯に6人の教師が必要となる。つまり、中学1年生40人が1年A組・1年B組といった具合になり、A組で国語・B組で数学という授業を行うといった具合になる。

一方、小学校では、教育職員免許状が校種に対して発行されるため、時間講師が定数外などで増えても学級担任を受け持てる余裕の人員が少ない。つまり、学年1学級ずつの単級といわれる普通学級が全校で6学級であれば、全校1年から6年までA組・B組が必要となり、12学級の授業展開が必要となるのである。

しかし、教員定数法では、中学校においては、各学年普通学級1学級規模の中学校では、教員の定数は校長を含めても9名とされている。この意味するところは、教科時数が多い教科から配置がされていたとして場合から中学校に教員を配置した場合、学習指導要領で教科の指導時数が少ない技術科などは、そもそも配置すらされないことになり、国家戦略としてプログラミング教育を推進すると掲げても、専門性をもった教育内容を教えることができず、学力の向上は甚だ遠くなる。

3.3 文部科学省は先行研究に否定的な解釈

教師からのこうした授業での手応えからも、1人の教師が1度に授業をする人数が少ない方が労働負荷は少なく、また、教育効果があるとみてよい。

加藤幸次(1990)は、学習集団の規模とその教育効果についての研究で、日本が40人学級を規定していることと、定数を決定しているものの教室での各教科の授業において教諭1人が受け持つ生徒数は、より少ない人数であると教師が子どもたちに目が届き、下位の子どもたちに学力が向上することを調査研究し、指摘された例も多い。

しかし、文部科学省では、この研究を有意差があるのは一部教科(体育、理科)のみと限定的にとらえ、児童生徒アンケートの結果、個別指導、学習環境は学級規模が小さい方がいいが、児童生徒の授業への意欲・興味、理解度、授業態度は殆ど差がないと別の解釈を加え、教員定数増や、学級編制の人数の加減をより下回る制度に変更することに懐疑的であった。さらに、授業観察の結果、少人数学級では一人学習の機会が多いが、児童生徒相互の活動等は少ないと否定的な論調であった。

学級あたりの人数を少なくする少人数とすることで、教員の給与は、市町村立学校職員給与負担法で市町村立の小中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員等の給与及び旅費、非常勤講師の報酬等は、都道府県が負担することとされている。

そして、県費負担する北海道教育委員会などの任命権者がその分教員定数法よりも多く教員を各中学校に配置することを定数に予め勘案して制度設計すればよいと国は制度設計をしているため、学級当たりの児童生徒人数を少なくすることで教員が増員しても国庫で負担することを避ける形を誘導した。

その根拠として、国は、各都道府県教育委員会や市町村教育委員会などで独自に40人を下回る学級編制基準の設定が可能としている。だが、各教員委員会が40人を下回る学級編制をするための財政的余裕がないことと、財政保障が国からされていないため、各教育委員会は、国で定められた学級編制の基準人数で実質、

教員配置を最終決定したという論理にさせている。

さらに、国が教員に対する人件費に関しても、フランスのように全額保証していない。

3.4 教科担任制は授業展開を繰り返す労働が日常

学校には、学級数に関しては定めがあるものの、担任の数や副担任の数に対して厳格に法的な定数が定められていない。小学校では、学級を2つに分けたときに自らの授業を再放送あるいは、ストリーミング放送で複数の教室に放送を行うというような方法で送信する方法が考えられる。

しかし、小学校の教員は、中学校でいう全教科の教科担任を受け持つことが可能な教育職員免許状であるため、遠隔授業を行おうにも、受け持ち教科数は、中学校とは比べものにならない労働負荷が想定される。

こうした背景から、遠隔授業を小学校で推進することは、はなはだ難しい背景がある。

3.5 教科担任制は授業展開を繰り返す労働が日常

こうした、労働環境の中、文部科学省では、遠隔授業に関する論理をすすめる上で遠隔教育の推進に向けた施策方針としてまとめた。

高等学校では、生徒の選択教科の拡大。中学校や高等学校では、免許外教科教授担任の解消。校種に限らず、不登校児童及び病気療養児・生徒が通学して教育を受けることが困難であることの保証としては、理にかなっていないが、送信側と受信側の労働負荷については、4校に1人のICT支援員を配置することが有効という程度の記述にとどまり、その配置は不十分であることがいえる。このICT支援員が抱える労働負荷は、その学校ごとにシステムなどが異なり、働き方として複雑なものは想像できる。これは、情報技術教育を担っている中学校技術科教員の他校兼務問題に先行研究があるので参考にされたい。

教員研修に関する移動の負担についての軽減が記されているものの、労働負荷の軽減ではなくいわゆる教員数そのものを削減するといった人件費に関する財政負担のことを定義づける負担という用語が積極的に使用されていた。

また、遠隔授業の専用の教室を学校設置者が各校に用意することで、機器の設置や片付けの時間が不要になるという労働負荷の分析がされているが、財政的に潤沢ではない地方公共団体にとっては夢物語となっている。特別教室や空き教室を活用するように理論誘導もされていた。

4. 臨時休業時での教育方法としての遠隔授業

4.1 物的教育条件整備は私費負担なのか

COVID-19の感染リスク拡大防止のために、遠隔授業を積極的に行うように文部科学省は、学校休業期間中におけるICTを活用した家庭学習支援について通知を出した。

この通知により、北海道教育委員会は各市町村教育委員会におろされ、著者の勤務校にもおろされた。関連して、北海道北見市教育委員会から、児童が通学する小学校の各家庭に対し、担任が、児童登校時に家庭

でのインターネット回線の契約について児童に対して聞き取るように指示がおりたのだった。

ところが、7歳から12歳の発達段階で、自宅のインターネット回線の契約が光回線かADSL回線かを担任に挙手で答えることができるのかという問題点が学校現場から指摘された。

この段階で、遠隔授業における教育条件整備について私費負担が家庭に課せられる問題点について現場から話題が広がっていった。

4.2 日中に使用する端末が家庭にあるのか

各家庭と学校を結ぶオンライン環境を結ぶために、学校設置者が貸し出す端末や家庭のWi-Fiルーター数を確定させるために結果的には、著者の勤務校において光回線・ADSL回線・Wi-Fi・LTEのいずれかを全戸に対してメール送信で回答を求める形で行った。

今回の通知に基づいて、北海道教育委員会の要請により、北海道内の民間放送局5局による「ほっかいどう子ども応援テレビ」を2020年4月27日～5月6日まで放送がされた。その内容は、家庭での学習や、学習習慣・生活習慣の確立を支援する映像を、同時双方向の遠隔授業とはことなる形式であり、教員の労働負担に関しては増大しない。

一方、ライブ配信としての授業提供は、生中継であるため、臨時休業中に教室で授業を送信することとなる。臨時休業中に今後の教育課程の見直しや、年間指導計画に対する各時間における評価項目の変更など児童生徒が学校に登校しないだけで、教員の労働はカリキュラムの見直しや文部科学省の通知や、知事の記者会見あるいは、学校設置者である市長の会見報道に対する対応に追われた。

従って、臨時休業中のライブ授業配信は、業務内容の突発的な変更の対応に追われることに対してのとりくみとなるため、はなはだ難しいとりくみであった。

オンデマンド配信についての授業提供は、ライブ配信としての授業提供に比べて動画ファイルのダウンロードや、ストリーミングで好きな時間に受信ができるというものもその長所が各方面で指摘されているが、今回の臨時休業で、児童生徒が臨時休業期間中に視聴する時間帯について、家庭学習を促すために行っても、視聴する時間帯に問題があった。

まず、端末を使用する時間帯について挙げられる。子どもたちが、各家庭において端末の使用をする時に、自分専用あるいは、家族で共用している端末を臨時休業中に家庭内で日中保護者が家庭を留守にしている時に、視聴可能なのかという問題が挙げられる。

通信回線の太さについて教育委員会は問題視したが、学習に使用する情報機器の端末が日中保護者によって家庭から持ち出されるということが問題になるのである。

4.3 ダウンロード後の印刷費用は私費負担なのか

北海道教育委員会は、子どもの学びを応援することを目的にQRコードを記した配布物も各児童生徒に分散登校で学校を通じて配布した。その中には、北海道教育委員会が作成したチャレンジテストも含まれてお

り、これは、全国学力・学習状況調査における実施教科の対策として広く知られている。そしてこれは、印刷物として、北海道内の全小学校・中学校に配信され、学校にて印刷して、全児童生徒に配布されているものである。

北海道教育委員会は、今回の臨時休業で各学校にこうしたチャレンジテストの活用を各家庭に促すようにとりくみがされた。その結果、各家庭での指摘された多くの学習課題が印刷されたものの配布があったが、各家庭には、プリンタがない家が多いという指摘が多く寄せられた。情報端末はあるが、印刷ができないのでこうした配信は困るという保護者の意見が続出した。それだけではなかった。各家庭の印刷コストに対する指摘であった。家庭用プリンタはインクジェットプリンタが想定される。そのインクに掛かる費用は誰が負担するのかという意見も保護者から見られた。

4.4 端末を見る前提なのか

前述した物的教育条件整備を私費負担とした場合、学習する児童生徒は、そもそも視聴するのかという根本的な問題にぶつかった。

大学や高等学校は、単位制度を基本としている。大学においては、1単位当たり45時間の学修時間で授業時間内の学修時間だけではなく、その授業の事前の準備学修・事後の準備復習を合わせたものとなっている。

端末を見ている時間帯における単位認定のみならず、端末を視聴させる時間帯を授業時間内としている場合としても、視聴させる時間帯以外にも学修することとなっている。さらには、視聴そのものが単位認定のための強制力がはたらいっているといえよう。

義務教育学校や、小中学校での義務教育では、単位制度はなく、年齢主義と課程主義に基づいている。これは、視聴そのものに強制力がないともいえよう。つまり、遠隔授業そのものにもいえるが、誰かが監視している状態にしていけないことにつながる。

この場合の監視は、ログを取ることもでもない。データの記録として残っているが、そもそも端末の前に児童生徒がそこには居ないということも考えられるからである。

教育内容は、コンテンツの工夫でこうした対策はできるという論もあろう。しかし、YouTuberという職業に就いて収入を得る者と同様に教師へ資質の向上と称して労働負担を増大させるつもりであろうか。

教育職員免許状取得に関するコアカリキュラムに動画配信の極意のような教養をこれからの教師は、資質・能力として身につけなくてはならないのかと疑問を抱く。

昨今、学校長が動画配信の工夫としてメイクを施し、子どもたちのために動画を制作していることも事例として紹介されている。学びを止めるなどというキャッチコピーが1人歩きした事例と考える。

教師は、まさに子どもたちのために専門職として持ちうる教養で教育方法を駆使して教授行為にあたっている。混乱期であることと、マーケティング手法も駆使した動画制作をしなければ子どもたちは動画そのものに興味を抱かない。

それは、動画配信を通しての広告業の成立が明らかになっている。これらの教育関係者の努力は、労働負荷の観点からは、間違いなく労働負荷の増大といえる。そして、動画制作に多大な時間をかけることは、教師の本来の業務ではない。

5. おわりに

各家庭では、家庭訪問や2者面談で基本的学習習慣についての保護者の悩みはつきない。特に、子どもたちが心身疲れて帰宅した後に学習塾などのお稽古事で多忙なのは広く知られている。

臨時休業中といっても、保護者は、経済活動を回すために満員電車などの通勤などを通して勤務先に向かっている。その反面、全国一斉臨時休業で全国の家庭に残された児童生徒たちは、学習端末を注視して見てくれるのか。

教育学の問題として、学習における集中や、教育効果の話題は尽きないが、そもそも机に向かうがごとくに端末の電源を入れて、ログインし、ネット環境を難なく使い、娯楽性のある動画配信サービスやゲームなどの誘惑から大した楽しいというわけでもないコンテンツを視聴してくれるかということが、今回明らかになった。

参考文献

- (1) 伊藤賢一ら「コロナ休校時の小学生メディア接触実態調査」速報・簡易報告書，子どものネットリスク教育研究会（2003）。
<https://www.hiro-univ-netpat-otani.com/>
子どものネットリスク教育研究会・臨時版コロナ休校中の小学生実態調査 関係(2020年6月15日最終アクセス)